

平成 22 年 2 月 17 日

金融庁監督局総務課監督企画室 御中

全 国 銀 行 協 会

「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件」の一部改正（案）に対する意見の提出について

平成 22 年 1 月 15 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件」の一部改正(案)に対する意見

別紙

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	第1条第2項	<p>第2項は、「銀行の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務」として定められた第1項の規定について、「合併、会社の分割、事業譲渡又は他の会社の株式若しくは持分の取得」による場合においては、第2項に定める一定の期間に限り、第1項において規定された業務から除くことを定めている、と理解している。上記のとおり、第1項に規定する業務から除く業務を定めるのであれば、「(当該取得により当該他の会社が子会社となる場合に限る。)」とする第2項の規定は不要ではないか。</p>	<p>第1項では、銀行法第10条第2項第1号に規定する債務保証のうち、子法人等や関連法人等など当該銀行グループに属する法人に対する債務保証について、子会社の営むことができる業務から除くことを定めている。したがって、「(当該取得により当該他の会社が子会社となる場合に限る。)」と規定してしまうと、債務の保証を受けていた当該他の会社が、当該取得により子法人等や関連法人等などとなった場合においては、第2項の定めにより第1項に規定する業務から除くことができない業務と解釈され、本改正案の企図するところと異なるものになる、と考えられるため。</p>
2	第1条第2項	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針 V 銀行グループに対する連結ベースの監督等」等を踏まえれば、子法人等や関連法人等の業務範囲については子会社と同様の取扱いとされていると理解している。こうしたなか、事業性ローンに係る信用保証業務を営む他の会社が子法人等や関連法人等に該当することになった場合についても、第2項の趣旨が及ぶとの理解でよいか。</p>	<p>確認のため。</p>